

## こうべ食育推進調整会議開催要綱

令和3年8月1日  
健康局長決定

### (目的)

第1条 本市の食育推進に関する基本的事項について、専門的な見地から意見を求め、市内食育関係団体・関係者及び市民代表から取組状況を聴取することで、幅広く食育が展開され、市民活動として活性化することを目的として「こうべ食育推進調整会議」（以下「調整会議」という）を開催する。

### (委員)

第2条 調整会議にて取組状況を聴取する委員は、次に掲げるもののうちから、健康局長が決定する。

- (1) 学校関係者
  - (2) 農・漁業関係者
  - (3) 食品製造・流通関係者
  - (4) 市民代表
  - (5) 飲食店・調理関係者
  - (6) 医療関係職能団体（歯科・栄養）
  - (7) 前6号に掲げる者のほか、健康局長が特に必要であると認める者
- 2 前項の規定により参加する委員の人数は12名以内とする。

### (アドバイザー)

第3条 調整会議にて意見を求めるアドバイザーは、次に掲げるもののうちから、健康局長が決定する。

- (1) 学識経験者（医学・栄養学）
  - (2) 〃 （教育学・行動経済学等）
- 2 前項の規定により参加するアドバイザーの人数は3名以内とする。

### (開催回数)

第4条 調整会議は、年に1回の開催とする。ただし、健康局長が必要と決めたときは、この限りではない。

### (施行細目の委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の開催に必要な事項は健康局長が定める。

附則（令和3年7月21日決裁）

この要綱は、令和3年8月1日より施行する。

附則（令和5年5月12日決裁）

この要綱は、令和5年5月12日より施行する。